院長	事務部長	総務企画課長	総務企画課長補佐	総務係長	給与係主任	係

1号紙

職員番号　1234

単　身　赴　任　届

令和　　年　　月　　日提出

独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院　院長　殿	職名	医師	氏名	周南　一子　印	
勤務病院名	徳山中央病院	所在地	山口県周南市孝田町1-1		
届出の理由	■1新規　□2異動　□3転居（□本人　□配偶者）　□4その他（　　） 上記事実の発生年月日　令和 8 年 4 月 1 日				

給与規程（単身赴任手当）第55条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
（住民票等証明書類　通添付）

1　異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	8 年 4 月 1 日
本人の住居	大分県別府市上野口町111-2323
同居者	■配偶者　■子（生年月日 2016/1/8 ）■子（生年月日 2024/6/2 ） □子（生年月日　　）□子（生年月日　　）

2　現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	8 年 4 月
配偶者と別居した事情	
本人の住居	山口県周南市岐山通4-55-6-201
本人の住居における同居者	□子（生年月日　　）□子（生年月日　　）□子（生年月日　　） □その他（続柄　　）□その他（続柄　　）□その他（続柄　　）□その他（続柄　　）
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と　■同じ。

・配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員または配偶者の父母若しくは同居の親族を介護するため
・配偶者が学校等に在学している同居の子を養育しているため
・配偶者が引き続き就業するため
・配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住するため　など

○要件
　詳細は総務企画課担当者までお問い合わせください

○添付書類
　①配偶者の住民票
　②異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とすることの根拠となる書類（介護をしている証明・子が在学している証明（名札や学生証）・就労証明書など）

(1) 異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区　　間		順路	通勤方法の別	区　　間	距　離
1	バス	住居から(　　経由)　病院　まで	※各庁の長記入欄	1		住居から(　　経由)　まで	.　km
2		住居から(　　経由)　まで		2		住居から(　　経由)　まで	.　km
3		住居から(　　経由)　まで		3		住居から(　　経由)　まで	.　km
4		住居から(　　経由)　まで		4		住居から(　　経由)　まで	.　km
5		住居から(　　経由)　まで		5		住居から(　　経由)　まで	.　km
6		住居から(　　経由)　まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			.　km

経路略図(経路朱線)

地図

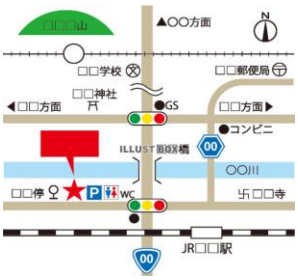

(2) 配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区　　間		順路	通勤方法の別	区　　間	距　離
1	車	住居から(　　経由)　病院　まで	※各庁の長記入欄	1		住居から(　　経由)　まで	.　km
2		住居から(　　経由)　まで		2		住居から(　　経由)　まで	.　km
3		住居から(　　経由)　まで		3		住居から(　　経由)　まで	.　km
4		住居から(　　経由)　まで		4		住居から(　　経由)　まで	.　km
5		住居から(　　経由)　まで		5		住居から(　　経由)　まで	.　km
6		住居から(　　経由)　まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			.　km

経路略図(経路朱線)

地図

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区　　間		規則第4条関係本文の規定による経路及び方法			
				順路	交通方法の別	区　　間	距　離
1	車	住居から(　　経由)　住居　まで	※各庁の長記入欄	1		住居から(　　経由)　まで	.　km
2		住居から(　　経由)　まで		2		住居から(　　経由)　まで	.　km
3		住居から(　　経由)　まで		3		住居から(　　経由)　まで	.　km
4		住居から(　　経由)　まで		4		住居から(　　経由)　まで	.　km
5		住居から(　　経由)　まで		5		住居から(　　経由)　まで	.　km
6		住居から(　　経由)　まで		計			①　.　km
				規則第4条関係ただし書の規定による経路及び方法(該当者のみ記入する)			
				順路	交通方法の別	区　　間	規則第4条関係ただし書の規定により加算する距離
				1		住居から(　　経由)　まで	
				2		住居から(　　経由)　まで	
				3		住居から(　　経由)　まで	
				4		住居から(　　経由)　まで	
				5		住居から(　　経由)　まで	②　.　km
				計(給与法第12条の2第2項の規定による交通距離)			①＋②　.　km

経路略図(経路朱線)

地図